



よしむらみき
吉村美紀
文京区議会議員・行政書士

【常任委員会】

- ・文教委員会 委員(2019年5月～2021年6月)
- ・建設委員会 委員(2021年6月～2023年4月)
- ・厚生委員会 委員長(2023年5月～)

【特別委員会】

- ・自治制度・地域振興調査特別委員会 委員 (2019年5月～2021年6月)
- ・災害対策調査特別委員会 委員(2021年6月～2023年4月)
- ・子ども・子育て支援調査特別委員会 委員(2023年5月～)
- ・2018/平成30年度決算審査特別委員会 委員
- ・2020/令和2年度予算審査特別委員会 委員
- ・2021/令和3年度予算審査特別委員会 委員
- ・2021/令和3年度決算審査特別委員会 副委員長
- ・2022/令和4年度予算審査特別委員会 委員
- ・2024/令和6年度予算審査特別委員会 委員

吉村美紀 一般質問

2024/令和6年11月 定例議会



2024年11月26日 自由民主党・無所属文京区議団を代表し、
定例議会にて一般質問をいたしましたので、ご報告させていただきます。

吉村美紀です。

令和 6 年 11 月定例議会において自由民主党文京区議会を代表して質問させていただきます。

私からは、

- ① 認知症の人に関する区民の理解の増進に向けた取り組みについて
- ② 改正道路交通法の周知徹底について
- ③ こども性暴力防止法施行に伴う文京区への影響について
- ④ 電話ハラスメントへの対策について
- ⑤ 日本語指導協力員等の体制強化について
- ⑥ 主権者教育のさらなる充実について
- ⑦ 横行している犯行に関する情報等の啓発について
- ⑧ 自治体 DX の取り組みについて
- ⑨ 事業承継における事業継続支援について
- ⑩ リスキリングの強化について
- ⑪ 街路灯の維持管理への支援について
- ⑫ 土業合同無料相談会の実施について

以上 12 項目について質問させていただきます。区長、教育長の前向きなご答弁を期待しております。

【1】認知症の人に関する区民の理解の増進に向けた取り組みについて

まず初めに、**認知症の人に関する区民の理解の増進に向けた取り組みについて**質問させていただきます。

鈴木隼人代議士が主体的立場として立案された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、「我が国における急速な高齢化の進展に伴い」認知症の人が「増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」にすることを目的として令和 6 年 1 月 1 日に施行されました。

同法 5 条により、区は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有し、また、同法 13 条により、認知症の人及び家族等の意見を聴いたうえで認知症施策推進計画を策定する努力義務を負います。

認知症基本法の成立を受け、区としては令和 6 年 3 月に策定された第 9 期高齢者・介護保険事業計画に法の理念をいち早く反映していただいているところではありますが、努力義務となっている認知症施策推進計画の策定については今後どのように取り組んでいかれるおつもりなのか、お考えをお聞かせください。

区では、令和5年4月時点で65歳以上の高齢者数が43,608人であったところ、要介護状態にある認知症高齢者数は同時点にて4,377人となっており、10人に1人以上が認知症高齢者でした。今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者数もさらに増えていく見込みとなっております。

また、認知症及び軽度認知障害の推計値は、令和5年4月時点の人口で算出したところ14,224人であり、65歳以上の高齢者のうち32.6%にも及んでおります。

「認知症」は、「加齢によるもの忘れ」とは異なり、様々な脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、記憶、判断力などの認知機能が低下して、社会生活に支障をきたした状態をいいます。認知症が疑われたら、早めに医療機関を受診することが望ましいですが、認知症と診断されてしまったら自分が自分で無くなってしまふ、何もできなくなる、等の誤解から、認知症が疑われているような状況であるにも係わらず早期に医療機関を受診しないケースも多々あると耳にしております。また、周囲から偏見の目で見られることもあると聞きます。そのことから、認知症に関する正しい知識及び認知症の方に関する正しい理解を深めるための啓発活動が重要であると考えます。

同法14条でも「認知症の人に関する国民の理解の増進等」を定めており、「地方公共団体は、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開その他の必要な施策を講ずるものとして」しております。

区としても、「認知症の人に関する国民の理解の増進等」に向けたさらなる取り組みをしていただきたいと思います。考えますが、現状及び今後の展望についてお聞かせください。

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるような文京区の実現に向けて、引き続き尽力していただきたいと思います。

【2】改正道路交通法の周知徹底について

続きまして、**改正道路交通法の周知徹底について**質問させていただきます。

自転車は環境負荷が低く、健康増進にも役立つ交通手段であり、通勤、通学や買物等、様々な用途に利用されている、区民の生活に密着した乗り物です。しかしながら、他方で、自転車に関連する事故は多発しており、一部の自転車利用者のルールに違反する危険な運転等が社会的な問題となっております。

令和6年1月から6月までの区内交通事故発生状況によると、事故件数についても昨年186件であ

ったのが本年は240件となっており、全体として54件も増加しているうえ、自転車乗用中の事故については、昨年が57件であったにもかかわらず本年は109件であり、52件も増加しております。事故原因を分析するに、わき見運転・前方不注意について、本年は20件であり昨年より13件増加、酒酔い運転は昨年0件が本年は1件、信号無視や安全運転義務違反、動静不注視等の項目においても増加が見られます。わき見運転・前方不注意や信号無視等の詳細は不明ですが、携帯電話使用等に起因しうる事故であった可能性も高いのではないかと考えられます。

令和6年1月1日に施行された改正道路交通法では、自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること及び自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる場合が高いことから、交通事故を抑止するため、新たに罰則規定が整備されました。

具体的には、自転車の酒気帯び運転をした者は、改正道路交通法第117条の2の2第1項第3号により「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」となるほか、自転車の運転をしていない者でも、運転者に酒類を提供したり飲酒をすすめた者のほか、運転者が酒気を帯びている自転車に同乗した者も、同法第117条の3の2第2号・3号により「2年以下の懲役又は30万円以下の罰金」に処されます。

そして、自転車の酒気帯び運転を含む15種類の危険行為を3年以内に2回以上した者は、同法第108条の3の5第2項、道路交通法施行令第41条の3第2項により「自転車運転者講習」の受講が義務付けられ、これを怠ると、同法第120条第1項第17号により「5万円以下の罰金」に処されます。

また、携帯電話等を手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転する、及び、携帯電話等の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら自転車を運転した場合には、同法第118条第1項第4号により「6月以下の懲役又は10万円以下の罰金」となりますが、そのような運転の結果、事故などの交通の危険を生じさせた場合には、同法第117条の4第1項第2号により「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」となります。

今回の改正では、懲役刑を含む重い罰則規定が新設されているため、改正内容の詳細についても区民は知っておくべきであると考えます。

区としても既に、X や Facebook 等、区の公式アカウントを使用したうえで改正道路交通法について広報をしてくださっております。SNS を活用した広報活動は今後も継続していただきたいところではありますが、これに加えて、区報にも大きく掲載していただく等、さらなる周知徹底を図っていただけたらと思いますがお考えをお聞かせください。

【3】こども性暴力防止法施行に伴う文京区への影響について

続きまして、こども性暴力防止法施行に伴う文京区への影響について質問させていただきます。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、いわゆる、こども性暴力防止法が令和6年6月19日に成立、同月26日に公布されました。公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日が施行期日です。

こども性暴力防止法の目的は、「児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付ける」というものです。

具体的には、性犯罪を防止する措置の1つとして、認可保育施設、認定こども園、幼稚園、学校、児童館等の事業者に対し、子どもに接する仕事に就こうとする方を採用する際に、性犯罪歴の確認を義務付けることとなります。照会の対象となる職員は、新規採用のみならず、施行時に現職の職員についても、施行日から3年以内の政令で定める日までに性犯罪歴の確認をしなければなりません。仮に、照会した現職の職員が性犯罪歴を有している場合には事業者は、その者を子どもに接しない部署に配置転換をする等の措置を採る必要もあります。

前科情報は究極のプライバシー情報であることから、事業者は情報を安全に管理するために適切な管理体制を整備することも法律上義務付けられます。

認可外保育施設や学習塾等については、認定を受けた事業者についてのみ、当該法律の対象となります。以上述べたように、こども性暴力防止法は事業者に与える影響が大きく、社会的にも注目される法律です。この法律の適用を受けることが想定されている区立施設においては、事前に研修等を重ね施行日に慌てることの無いように取り組むべきであると考えます。また、認定制により義務が発生することから、区立施設以外の施設についても、この法律の内容を事前に知らしめ、適用に向けた研修の実施や相談支援等、区がフォローアップをしていただきたいと思いますとお考えをお聞かせください。

小児性愛により性犯罪を犯した者は、自己では抑えきれない衝動により再犯を犯してしまいがちであり再犯率も比較的高いことが認められます。文京区の子どもたちを犯罪から守るためにも、区が適切な運営方針を打ち立て、積極的な指導をしていただきたいと思いますとお考えしております。

【4】電話ハラスメントへの対策について

続きまして、**電話ハラスメントへの対策について**質問させていただきます。

昨今、カスタマーハラスメントが社会的にも問題視されておりますが、その中でも、今回は電話ハラスメントについて質問したいと思います。

本来、電話は丁寧かつ真摯に対応するのが基本ですが、例えば、先方が終始威圧的な口調の場合や、同一内容ばかりを繰り返されている場合等、丁寧に受け答えしているものの電話時間が長時間となってしまう等の事態も生じています。威圧的な電話への対応は、精神的に辛い側面もありますし、長時間の拘束は応対者の通常業務に支障を来す場合も生じます。なお、当然のことではあります但適切なやり取りにより電話時間が長くなっているような場合は電話ハラスメントでは無いとして除外して考えております。

例えば、庁内の各所管課では区民から問い合わせ電話が連日たくさん来ているものと思われませんが、職員の中には、前述したように理不尽な対応等を電話口にてされていたとしても、どのように対応すれば良いのか苦慮している方も相当数いらっしゃるのではないのでしょうか。

電話を切ることは難しいかとも思いますが、首都高速道路株式会社は令和5年5月に「切電マニュアル」を策定いたしました。内容は、①30分以上同じ内容を繰り返し主張する、②要求内容が不当である、③威圧的な発言・口調である、のいずれかに該当する場合、相手に理由を伝えたくて電話を切るという運用です。このようなマニュアルの作成はとても有効であると考えます。従業員からも「会社が社員を守ってくれると感じ、客への対応に集中できる」との声が出ているようです。

区においても、庁内で電話ハラスメント対応マニュアルを作成し、かつ、弁護士会等が主催するハラスメント研修の受講の機会を与える等、電話ハラスメント対策に積極的に対応すべきであると考えます。お考えをお聞かせください。

【5】日本語指導協力員等の体制強化について

続きまして、**日本語指導協力員等の体制強化について**質問させていただきます。

日本語指導が必要な外国人児童数については、延べ人数にて令和5年4月時点で52人、同年12月時点で123人でしたが、令和6年4月時点では105人、同年11月現在201人であり人数が増加しています。

日本語と母国語の2か国語を話すことができる外国人児童がいる一方、母国語のみしか話すことができない外国人児童がいるのも事実であり、日本語指導協力員が1人の外国人児童について1回の期間を60時間と決めて日本語の指導をしてくださっています。外国人児童の保護者も日本語を話せないような場合、児童の日本語習得に時間がかかることも予測され、60時間という時間数では足りないと言わざるを得ない場合もでてきております。

外国人児童の日本語習得状況に応じて、日本語指導協力員による指導時間を増やす等柔軟な処置を講じていただいている場合もあると耳にしておりますが、現状及び課題についてお聞かせください。

中国語等、使用している外国人児童数の多い言語ですと日本語指導協力員を派遣することは比較的容易ですが、例えばロシア語等になると登録している日本語指導協力員の数も足りておらず、区にお願いしても人員を見つけることができずPTA等を通して広く地域の方にも問い合わせをして人員を確保した小学校もあったと耳にしております。今後もこのような状況に陥ってしまう学校がでてきてしまうことを危惧しております。

日本語指導協力員について、現在登録数は何名で、その人数で足りているのか、また、指導可能な言語は何か国語なのか、日本語指導協力員について現時点における課題と今後の展望についてお聞かせください。

担任の先生の負担も大きくなっており、独自に外国人児童のために単語帳を作成してあげる等、努力もしてくださっているようですが、今度、さらに外国人児童が転入してきた場合、担任の先生の負担は今よりも大きくなってしまいます。区として、今後どのようにこの問題に寄り添っていくおつもりなのか、お考えをお聞かせください。

文部科学省が掲げている、「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導・支援体制を充実させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。」という目的に向けて文京区においても努力を継続していただければと思っております。

【6】主権者教育のさらなる充実について

続きまして、**主権者教育のさらなる充実について**質問させていただきます。

昨今、若者の政治離れが問題視されておりますが、これらは政治への無関心・諦めからきていると思われま
す。「言っても何も変わらない」では無く、「我々の声を聴いて政治は動いている」、「政治は国民のもの」である
という思いを国民に持っていただくことが重要です。

主権者教育は、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者
を育成していくこと」を意味しており、その内容は政治等幅広く含まれていると解されます。そして、小学生段階
から、政策立案過程を意識することのできる学習が必要です。政治を自分事としてとらえるためにも、教科書

等によるインプットだけでは無く、社会科見学等の場面を利用して区議会議場見学の機会を創出する等の工夫が必要だと思います。

私自身も、小学校4年生までの児童を対象として少人数の区議会見学会を開催させていただいたことがありますが、その際には、文京区議会の仕組みや取り組み等、二元代表制等を踏まえながら説明する時間も設け、議場も見学しました。帰り道、子ども達が「今度は議会を傍聴してみたい、区議会議員って楽しそう」と言ってくれていたようで、保護者の方から、「遠く感じていた議員さんが」「ずっと近くに感じたようです」とも言っていただきました。アウトプットの場の重要性を私自身再認識したところです。

今後、小学生向けの区議会見学会の開催をしていただきたいのですが、お考えをお聞かせください。

なお、先日台湾の台北市議会及び新北市議会を視察した際、議会の職責や権能等を簡潔にわかりやすく説明している動画を視聴させていただきました。この動画を見ることにより、市政に関心を持ってくれる市民が増えるものと思われるため、主権者教育の教材としても適していると思いました。区でも、身近である文京区議会の仕組みや取り組み、権能等をわかりやすく解説した動画を作成して、学校教育の場面で活用する等、広くYouTube 放映等もしていただき、成人用としても活用していくべきであると思っております。

【7】横行している犯行に関する情報等の啓発について

続きまして、**横行している犯行に関する情報等の啓発について**質問させていただきます。

昨今、全国的にも強盗事件が相次いでおりますが、東京、千葉、神奈川、埼玉の4都県においても8月末以降、11月10日現在にて、18件の強盗事件が相次ぎ発生しております。

その手口は、闇バイトにより実行役等を募り、リフォーム業者等を装い事前に下見等をしたうえで後日犯行に及んだというものもあると耳にしております。

知らないリフォーム業者が突然訪問してきたような場合、その場では点検させない等の対応が必要です。

前述した内容以外にも、様々な犯罪行為が日々発生しております。それらの手口を区民が知っておくことで犯罪被害を防げるという側面もあります。そのため、啓発活動が重要となってくるのですが、特殊詐欺という側面では、区報ぶんきょう10月25日号にて特殊詐欺に注意という内容で巻頭特集を組んでいただいております。

日々犯罪手口は進化しておりますので、特殊詐欺、及び、連続強盗事件等、幅広く、時事的な犯行情報を継続的に広報していただければと思っておりますがお考えをお聞かせください。

【8】自治体 DX の取り組みについて

続きまして、**自治体 DX の取り組みについて**質問させていただきます。

まず、電子申請についてですが、先日実施されていた経済課の文京ソコチカラがんばるお店応援キャンペーンにおいて経済課の申請としては初めて電子申請の手法も採り入れており評価しております。私自身複数店舗の申請業務を行政書士として請け負っていたのですが、Logo フォームでの電子申請手続き上、代理人申請欄が存在せず、従来通り紙媒体での申請となってしまいました。専門家が業として申請する場合も想定して、今後は代理人欄も作成していただきたいのですがお考えをお聞かせください。代理人の登録住所や氏名、登録番号等も入力できるようにする等の工夫をすれば、不正な代理人申請は防げると思います。

Logo フォームは、アンケート機能や、イベントのエントリー等にも幅広く利用されることが想定されていることから、場合によっては保護者が入力できるようにする等、適時代理人欄を作成して運用していただければと思っています。

また、自治体DXの取り組みとして、書かない窓口である「おくやみコーナー」を設置していただいておりますが、書かない窓口の現状及び課題、そして、今後の展望についてお聞かせください。書かない窓口のさらなる展開を期待しております。

【9】事業承継における事業継続支援について

続きまして、**事業承継における事業継続支援について**質問させていただきます。

令和6年5月に中小企業庁が発行した中小企業白書によると、半数近くの中小企業で後継者が不足している実態や、後継者が決まっている中小企業においても、承継の課題を抱えている企業が多いことが指摘されております。

廃業には多々理由があり、「もともと自分の代で廃業」という考えのところもありますが「事業承継を断念し、廃業」といったところも存在しております。事業承継を断念し廃業をせざるを得なかった企業への事業継続支援は、その必要性が認められます。

また、後継者が決定した企業においても、後継者の経営能力や相続手続の煩雑さ、事業用資産の買い取り等、課題が多く、事業承継が進まない実態もあると耳にしております。

そのため、個別の事案について相談に応じながら事業継続支援を実施することができるような体制構築が必要であると考えております。

区では、次年度重点施策にて、事業承継支援策を実施すると聞いておりますが、今後の取り組みについてお聞かせください。

【10】リスクリングの強化について

続きまして、**リスクリングの強化について**質問させていただきます。

景気は持ち直しの傾向にありますが、企業の人手不足はむしろ深刻化しているといえます。企業が事業の拡大をしたくても、人材の確保ができないため、事業を拡大できないという状況も耳にします。

就業者数の増加が見込みにくい昨今、リスクリング、すなわち、「事業戦略や将来像を見据え、企業が事業の成長・変革に必要なと考えられる職業能力を従業員に取得させる」ことにより、今いる人材を強化して、企業の生産性を高めていく必要があると考えます。

区としては、次年度重点施策にて、リスクリングを強化すると聞いておりますが、今後の取り組みについて教えてください。

【11】街路灯の維持管理への支援について

続きまして、**街路灯の維持管理への支援について**質問させていただきます。

商店街が所有する街路灯は、商店街の会員数の減少、高齢化、後継者不足等の課題から、適切な維持管理が難しい状況であると耳にしております。

区は、次年度重点施策にて、街路灯の安全な管理運営支援策を予定しておりますが、具体的な支援策についてお聞かせください。

区は所有者たる商店街等の話もしっかりと聞いて、積極的な支援を継続的に実施していただきたいと思っております。

【12】士業合同無料相談会の実施について

続きまして、**士業合同無料相談会の実施について**質問させていただきます。

令和元年11月に本会議一般質問にて、士業合同無料相談会の実施について、その必要性を質問いたしましたが、その後コロナが蔓延し、士業による各種無料相談会も対面の方式は避けて開催する等の事態が生じ、士業合同無料相談会についても開催に向けた動きができない時期が続きました。コロナが終息し、地域活動も活性化している今こそ、士業合同無料相談会の開催について再始動する契機だと考えます。

ワンストップサービスの実現を目的とした士業合同無料相談会は、現在では全国的に開催されています。社会が複雑化している昨今、相談事項も多岐にわたります。どの専門家に相談したらよいのか判断することが困難なケースもでてきています。専門性を有する各士業が合同で行う無料相談会ならば、適切な士業へ相談内容に応じて振り分けられるため、一定数の需要が見込めます。

士業合同無料相談会を実施する際には、区との連携も図ったうえで開催できたらと思っておりますが、改めてお考えをお聞かせください。区にはさらなるお力添えをいただきたく、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

以上





【常任委員会】

- ・文教委員会 委員(2019年5月～2021年6月)
- ・建設委員会 委員(2021年6月～2023年4月)
- ・厚生委員会 委員長(2023年5月～)

【特別委員会】

- ・自治制度・地域振興調査特別委員会 委員 (2019年5月～2021年6月)
- ・災害対策調査特別委員会 委員(2021年6月～2023年4月)
- ・子ども・子育て支援調査特別委員会 委員(2023年5月～)
- ・2018/平成30年度決算審査特別委員会 委員
- ・2020/令和2年度予算審査特別委員会 委員
- ・2021/令和3年度予算審査特別委員会 委員
- ・2021/令和3年度決算審査特別委員会 副委員長
- ・2022/令和4年度予算審査特別委員会 委員
- ・2024/令和6年度予算審査特別委員会 委員